

# 災害見舞金支給要綱

昭和 61 年 2 月 25 日  
60 長職互第 55 号

〔沿革〕 平成 4 年 5 月 19 日一部改正

平成 17 年 3 月 31 日一部改正

平成 25 年 3 月 18 日一部改正

(目的)

第 1 この要綱は、一般財団法人長野県職員互助会給付貸付規程に基づく災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定め、もって事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(給付の額)

第 2 見舞金は、損害の程度に応じ次のとおり支給する。

(1) 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき（同程度の損害を受けた時を含む。）

300,000 円

(2) 住居又は家財の 1/2 以上が焼失又は滅失したとき（同程度の損害を受けた時を含む。）

200,000 円

(3) 住居又は家財の 1/3 以上が焼失又は滅失したとき（同程度の損害を受けた時を含む。）又は床上浸水したとき

100,000 円

(請求手続)

第 3 見舞金の支給を受けようとする者は、災害見舞金請求書（様式第 17 号）に罹災の事実を証する市町村長又は警察署長の証明書又はその写を添えて、理事長に提出しなければならない。

(見舞金の支給)

第 4 理事長は、災害見舞金請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、見舞金の額を決定し見舞金を支給する。

(その他)

第 5 この要綱に定めのない事項については、理事長の定めによる。

附 則（昭和 61 年 2 月 19 日）

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 5 月 19 日）

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 18 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。